



第3次 三和地区行動計画

[前期計画]

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）



三和地区行動計画推進委員会
(三和地区社会福祉協議会)



三和地区行動計画の改定にあたって

三和地区の皆様におかれましては、日頃から三和地区社会福祉協議会の活動に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

三和地区社会福祉協議会は、2023年に策定した「第2次三和地区行動計画」をもとに、4小学校区（市西・養老・海上・光風台）ごとの「小域福祉ネットワーク」と、町会、民生委員児童委員協議会をはじめとする各種組織・団体と連携・協働しながら地域の福祉に取り組んでおります。

しかしながら今回、市原市の「市原市地域共生社会推進プラン」及び市原市社会福祉協議会の「第7次市原市地域福祉活動計画」の改定をうけ、現行の行動計画を見直し「第3次三和地区行動計画」を策定することと致します。

「第3次三和地区行動計画」は市原市及び市原市社会福祉協議会の計画と連携するとともに、三和地区内においても地域差があるため、4地区における各小域福祉ネットワークの活動は、これまで以上に重要になると考え、各地区が主体となる三和地区独自の計画を加えてあります。

具体的な計画として、以下の2項目を加えます。

1. 「交通手段の確保・充実」

各小域福祉ネットワークに適応した「交通手段」を新規に確保するとともに、現在実施している「買物ツアー」、「デマンド型乗り合いタクシー」などの拡充を図る。

2. 「各小学校区 地区防災計画の作成」

地域住民の方々の安全を確保するのは、社会福祉の基本との考えから、近年の異常気象による災害の頻発・激甚化による発災に備え、各小域福祉ネットワークによる「小学校区 地区防災計画」の作成支援を行う。

今後も、三和地区の皆様の「不安・不便さ」を軽減すべく計画を進めてまいりますので、地域の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



三和地区行動計画推進委員会
委員長 進 藤 誠
(三和地区社会福祉協議会会長)

目 次

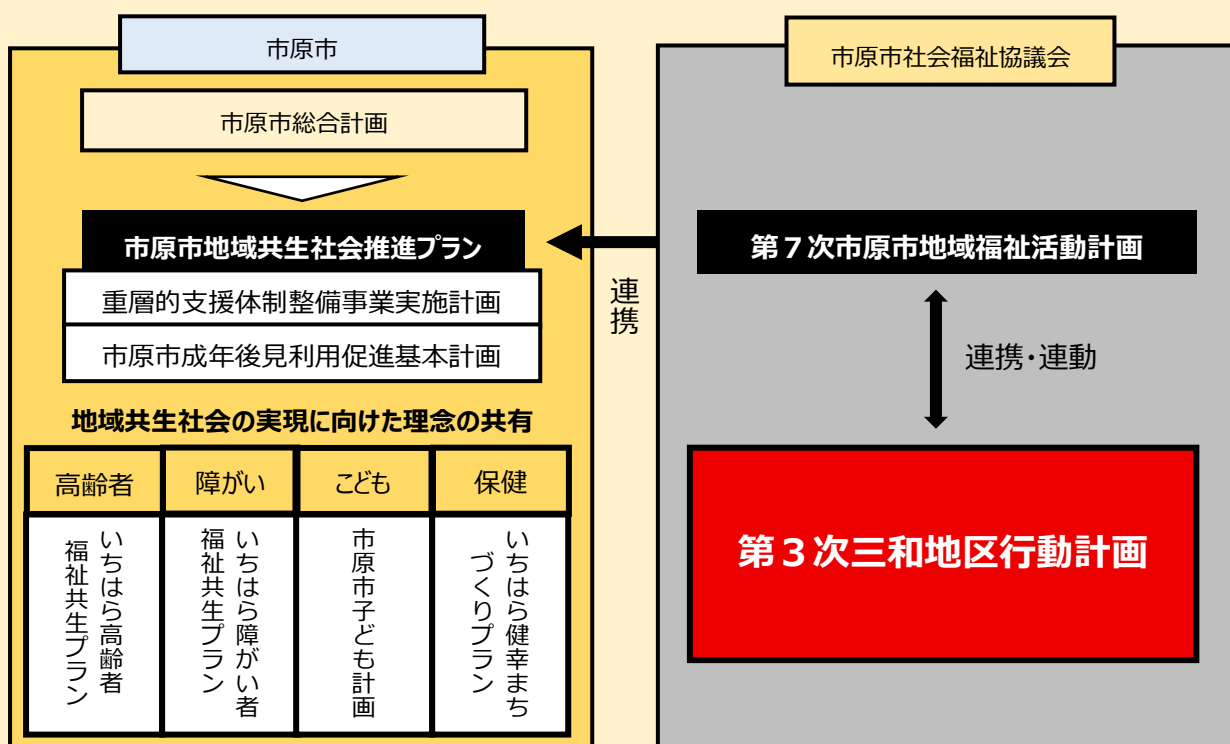
第1章 計画の改定にあたって	
（1）計画改定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	1
（3）計画の期間	1
（4）計画の推進圏域と体制	2
第2章 前計画（第2次計画）の成果と課題・方向性	3
第3章 三和地区の地域特性	7
第4章 計画の体系	
（1）基本理念	8
（2）基本目標	8
（3）計画の体系	8
（4）個別事業計画	9
（5）計画の進行管理	14
地区行動計画推進委員会委員名簿	15

第1章 計画の改定にあたって

(1) 計画改定の趣旨

- 三和地区においては、平成30年4月策定の「三和地区行動計画」に続き、令和5年4月に「第2次三和地区行動計画」を策定し、地区社会福祉協議会や小域福祉ネットワークを始めとする様々な地域福祉活動団体の参画・協働のもと、地域福祉を推進してきました。
- このような中、昨今の社会的な孤独・孤立問題など、複雑・多様化する地域生活課題に対応するため、「市原市地域共生社会推進プラン」（行政計画）と市原市社会福祉協議会の「第7次市原市地域福祉活動計画」が改定されることから、「第2次三和地区行動計画」について、活動計画と連携・連動を図るため改定を行うこととします。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2030年度（令和12年度）の5ヵ年計画とします。

令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)	令和14年 (2032)	令和15年 (2033)	令和16年 (2034)	令和17年 (2035)
市原市地域共生社会推進プラン（第5期市原市地域福祉計画） （2026年度～2035年度）									
第7次市原市地域福祉活動計画・第3次地区行動計画（2031年度～2035年度）									
第7次活動計画・第3次地区行動計画 【前期計画】（2026年度～2030年度）					第7次活動計画・第3次地区行動計画 【後期計画】（2031年度～2035年度）				

※「市原市地域共生社会推進プラン」と連携する「地域福祉活動計画」と同様に、現計画期間終了（令和8年度）を待たず、1年前倒しで改定を行います。また、複雑・多様化する地域生活課題やニーズに対応するために、5ヶ年経過後に見直しを行います。

（４）計画の推進圏域と体制

- 計画の推進圏域は、「三和地区全域」とし、「三和地区社会福祉協議会」を中心に小学校区（市西・養老・海上・光風台）ごとの「小域福祉ネットワーク」と、町会や民生委員児童委員協議会をはじめとする様々な組織・団体と連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。

小域福祉圏（４圏域）

範 囲	小学校区（旧小学校区含む）
活動主体	市西小学校区小域福祉ネットワーク、養老小学校区小域福祉ネットワーク、海上小学校区小域福祉ネットワーク、光風台小学校区小域福祉ネットワーク
連携・協働の基本的な考え方	・小域福祉ネットワークは、地域の組織・団体・、個人で構成された地域福祉活動の実践団体であり、地域住民に身近な圏域として、小学校区ごとに設置されています。 ・その活動は、地域の居場所となるサロン活動、孤立感を軽減するための見守り・声かけ運動、環境美化活動、児童の登下校時の見守り活動など、多岐にわたります。 ・今後も、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けた自主的・自発的な地域福祉活動を進めます。

中域福祉圏（１圏域）

範 囲	支所区域
活動主体	三和地区社会福祉協議会
連携・協働の基本的な考え方	・地区社協は、地域の組織・団体、個人で構成された市社協の内部組織です。 ・今後も、市社協が示す地域福祉の方向性に基づき、地域住民の日常生活を支えるための活動を展開するとともに、小域福祉圏で対応が難しい活動については、関係機関や専門機関などと連携しながら、その解決を図るための仕組みづくりを進めます。

＜社会福祉協議会と小域福祉ネットワーク＞

「市町村社会福祉協議会」は「社会福祉法」に基づいて組織され、地域福祉を専門に推進する「社会福祉法人」で、市町村単位に一法人ずつ組織されています。

そして、市原市では、基本福祉圏に社会福祉法人として市原市社会福祉協議会（市社協）が組織されており、12の中域福祉圏には、「地区社会福祉協議会」が市社協のもと、組織されています。

また、小域福祉圏には小学校区を単位とした「小域福祉ネットワーク」が組織されており、相互に連携・協働し、地域の実情に応じた地域福祉活動を展開しています。

第2章 前計画の成果と課題・方向性

- 第2次行動計画の見直しにあたり、第2次行動計画の取組みの成果と見てきた今後の課題を整理しました。

基本目標1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり [共感]	
広報啓発事業	[成果] ・地区社協広報紙「さわかぜ」を発行、町会回覧を通じ全戸配布し、地域福祉活動に関する情報発信を行いました。
	[課題と方向性] ・幅広い年齢層の住民に、必要な情報がタイムリーに行き渡るように SNS を活用した情報発信を強化する必要があります。
生活困窮者支援活動の推進	[成果] ・市社協主催の「よつばちゃんのフードパントリー」に協力し、事業の理解促進を図ることができました。
	[課題と方向性] ・住民同士による支え合い・助け合いの意識を向上する必要があります。
福祉バザー（歳末たすけあい募金）	[成果] ・福祉バザー実施を検討しましたが昨今の献品減少等の理由により事業の継続が困難なため、地域福祉支援事業の財源確保のため募金を実施しました。
	[課題と方向性] ・募金活動を通じて、運動の趣旨を広く地域住民に周知する必要があります。
地域福祉支援事業	[成果] ・3地区の小域福祉ネットワークが実施してきましたが、未実施の小域福祉ネットワークが実施するようになり三和地区全体での取り組みとなりました。
	[課題と方向性] ・歳末たすけあい運動の一環として、歳末の時期に先駆的・開拓的な事業を実施する必要があります。
共生型サロン事業	[成果] ・地域の誰もが身近な場所で気軽に集い交流できるよう、小域福祉ネットワークが実施主体となり3会場で開始することができました。また、地区社協においては市社協と同額の財政支援を行いました。
	[課題と方向性] ・孤独・孤立を防ぐために、地域住民同士の繋がりを実感できる居場所づくりが必要です。また、小域福祉ネットワークと連携し地区全体に拡充することが必要です。
子どもの居場所づくり活動	[成果] ・現在のところ未実施であり検討が進んでいない状況です。
	[課題と方向性] ・子どもの健やかな成長を地域全体で支援するため、子どもたちの想いを受け止める多様な居場所づくりが必要です。

子育てサロン事業	[成果] ・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した参加者は、5 類移行以降徐々に戻り、再び子育て世帯の交流・仲間づくりに繋げることができました。
	[課題と方向性] ・事業の継続性を踏まえスタッフの発掘・確保に向けた取り組みが必要です。



共生型サロン



子育てサロン

基本目標 2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり [共創]	
相談支援事業	[成果] ・住民が身近で気軽に生活上の困りごと相談が出来るよう、たすけあい三和や子育てサロンに相談機能を付加することで、不安の軽減と専門機関の支援に繋ぐなど橋渡し役を担うことができました。
	[課題と方向性] ・地域の活動を通じて、住民の異変に早期に気づき、適切な支援につなぎ、その後の様子を見守る相談支援体制を普及・定着する必要があります。また、課題解決に向けたケース会議・ケース共有を実施する必要があります。
安心生活見守り支援事業	[成果] ・小域福祉ネットワークが、一人暮らし高齢者等を訪問し安否確認や声掛けを定期的に行うことで、地域における孤立等の不安感の軽減・解消に繋がりました。
	[課題と方向性] ・社会的孤立を防ぐため、定期的な見守り・声掛け活動を継続して実施する必要があります。また、困りごとを抱える住民が孤立せずに、早期に困りごとに対応できるよう、専門機関や地域の関係団体と連携し支援に繋げる必要があります。
高齢者地域支え合い事業（第 2 層協議体）	[成果] ・高齢者の生活課題を把握しその対応策を検討した結果、小域福祉ネットワークと連携・協働し、社会福祉法人の協力により「買い物ツアー」を光風台地区に続き、海上、市西地区でも開始することができました。
	[課題と方向性] ・地域全体で高齢者の生活を支えるために地域課題の把握や課題解決のための生活支援サービスを創設する必要があります。また、生活に不安を抱える方の、地域資源とのマッチング体制を強化する必要があります。

日常生活支援事業（たすけあい三和）	[成果] ・年々増加する高齢者等の日常生活上の困りごとに、支援会員、コーディネーター、受付窓口が一丸となって対応しました。また、小域福祉ネットワークを通じた支援会員の確保に努めました。
	[課題と方向性] ・公的制度や民間サービスでは補えない日常生活上のちょっとした困りごとの解決への取り組みを継続するとともに、様々な困りごとに対応する必要があります。また、安定した事業運営のための担い手の発掘・確保が必要です。
日常生活支援事業（買い物ツアー）	[成果] ・買い物に不便を抱える高齢者等の買い物ツアーを、社会福祉法人の協力により、光風台、海上、市西の3地区で開始しました。
	[課題と方向性] ・継続的なニーズ把握に努めるとともに、事業継続のための担い手の発掘・確保を図る必要があります。
社会福祉法人との連携強化事業	[成果] ・3地区で定期的実施している買い物ツアーや第2層協議体への参画を通じ、地区内の3つの社会福祉法人との連携強化を図りました。
	[課題と方向性] ・社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」と住民主体による地域福祉活動の連携を促進する必要があります。 ・企業との連携については、市社協が主体となり企業と地域との橋渡しを推進し、「社会貢献活動」と「地域福祉活動」の連携づくりを推進する必要があります。
小域福祉ネットワークとの連携強化事業（連絡会議・活性化支援）	[成果] ・小域福祉ネットワーク（小域福祉圏）の定期的な会議を通じ、活動状況や諸課題を把握するとともに、地域福祉の方向性について共有化を図ることができました。
	[課題と方向性] ・連絡会議の開催や財政支援を行うなど、小域福祉圏域の安定的・継続的な活性化支援を行う必要があります。



日常生活支援事業
（除草作業）



日常生活支援事業
（ゴミ出し）



買い物ツアー
（社会福祉法人との連携）

基本目標 3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり [共生]	
福祉教育の推進	[成果] ・千葉県社協による福祉教育パッケージ指定を受け、指定校（小・中・高）との連携・協働体制による事業を実施し福祉の意識の向上を図りました。
	[課題と方向性] ・地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、様々な世代に応じた福祉の学びの機会を提供する必要があります。
生活支援活動等の担い手養成研修等の推進	[成果] ・日常生活支援事業（たすけあい三和）の担い手を募集し説明会を実施しました。
	[課題と方向性] ・地域福祉活動に気軽に触れることのできる機会の提供や、地域を支える人材がやりがいを感じ活躍し続けることができる研修を実施する必要があります。
災害支援ボランティア事業	[成果] ・災害時の助け合い活動を推進するための研修を実施し、地域住民の防災・減災意識の向上、啓発に努めました。
	[課題と方向性] ・平時から災害に備えた地域住民同士の支え合い・助け合いの意識の醸成を図り、地域防災力の向上のための研修会を実施する必要があります。また、市社協や地域の関係団体等との連携体制を構築する必要があります。
緊急時連絡カードの配布・更新	[成果] ・災害時や救急・救命時など生命に関わる緊急対策の一環として、毎年、小域福祉ネットワークが全戸を対象に緊急時連絡カードの配布及び更新を行い地域住民の安心感につなげました。
	[課題と方向性] ・住民の安心・安全のため、今後も地域関係団体の協力を得ながら継続していく必要があります。
登下校時の児童の見守り・あいさつ運動	[成果] ・小域福祉ネットワークが小学生または中学生の登下校時の見守り支援活動を定期的に行い児童の安全確保に努めました。また、町会と連携し担い手確保に努めました。
	[課題と方向性] ・児童の見守りをする担い手の減少や高齢化が進んでいることから、身近に福祉活動に参加できるきっかけづくりとして、元気なシニア層や住民への活動の周知を強化する必要があります。

第3章 三和地区の地域特性

- 三和地区は、市原市の中央に位置し、広大な田園風景が広がる稲作中心の農業が盛んな地域です。「千石耕地」と呼ばれる海上地域、歴史的に重要な地とされていた市西地域、南部の広域な中山間地域を有する養老地域、斜面地に住宅団地として造成、整備された光風台地域の4地域で構成されています。
- 三和地区の人口は減少傾向にあり、また、15歳未満の若年層割合が6.6%（市全体10.0%）と低い水準にあり、一方、65歳以上の高齢者割合は44.9%（市全体31.1%）と、少子高齢化が著しく進行している地域です。
- 公共交通機関によるカバー率が低く、古くから交通空白地域が広く分布する地域であり、既存の公共交通が展開されている地域においても、運行頻度が低く利便性が低いとされ、高齢化が進む中で将来の移動手段の確保が課題とされてきました。この課題に対応するため市原市と地域の協働による乗合型のデマンドタクシーの運行や、地区社会福祉協議会と小域福祉ネットワークが社会福祉法人と連携する買い物ツアー、企業と連携した移動販売の導入に取り組んでいます。
- これまで、当地区では、地区社会福祉協議会をはじめ、町会や小域福祉ネットワーク、民生委員児童委員協議会などの福祉関連団体が一丸となって、地域生活課題に真剣に向き合いながら先駆的な地域福祉活動を実践してきた実績から、今後も各種団体や専門機関等が連携、協働し、「地域共生社会」の実現に向けて、着実に遂行できる可能性を十分に有している地域として期待されています。

第4章 計画の体系

(1) 基本理念

- 第3次行動計画の基本理念は、第2次行動計画を踏襲するとともに、地域生活課題の解決に向けて、地域住民をはじめ、関係団体・専門機関などの多様な主体が、ともに手を取り合い一丸となり支え合う・助け合う地域づくりを進めていくことを願うためのものです。

みんながつながる、支え合い・助け合う三和をつくろう

(2) 基本目標

1. 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】
2. 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】
3. 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

(3) 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
みんなが つながる、 支え合い・ 助け合う三和をつくろう	基本目標1 地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】	1. 誰ひとり取り残さない福祉意識の醸成 ①地域福祉を知る機会の充実 ②人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進 2. 小地域福祉活動の推進
	基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】	1. 地域で孤立させない取組の強化 ①寄り添い支えていく体制の強化 ②生活を支えるための体制の強化 2. 地域福祉力の向上 ①地域の実情に応じた地域福祉活動の推進 ②多様な主体との連携強化
	基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】	1. 地域で活動する人材の育成 2. 災害対応力の向上 3. 地域の安心・安全を守る活動の推進

(4) 個別事業計画

基本目標 1 地域の誰かが互いに支え合うコミュニティづくり【共感】

1. 誰ひとり取り残さない福祉意識の醸成

①地域・福祉を知る機会の充実（福祉意識の醸成）

事業名	実施主体	●方針／■方法
広報啓発事業	地区社協広報部・小域福祉ネットワーク【連携】	● 広報紙や SNS を問わず様々な媒体を活用し住民に必要な情報を発信できる広報活動を普及促進します。 ■ 広報紙は民生委員児童委員、町会を通じた各戸配布、公共施設などへ配置します。 ■ SNS 等によるタイムリーな情報発信を行います。
歳末たすけあい事業（募金活動）	地区社協地域づくり部	● 歳末たすけあい運動の一環で、歳末の時期に地域で実施する福祉活動(地域福祉支援事業)の財源を確保するため、募金活動を促進します。 ■ 歳末たすけあい運動の主旨(身近な地域での助け合い)を広く住民に周知するとともに、募金への協力が身近な福祉活動の参画に繋がるなどのPRを呼びかけ、住民への福祉意識の醸成に努めます。
お互いさまの地域づくり事業（フードドライブ、パントリー活動）	地区社協生活支援部（第2層協議体）・小域福祉ネットワーク【連携】	● 困った時はお互い様の地域づくりを推進するため、誰でも気軽に参加できる福祉活動として広く住民等に食料品等の寄付を呼びかけ、福祉意識（共に支える）の醸成を図ります。 ■ 支援が必要な世帯に対して、食品を直接配布する「フードパントリーの開催や、不要になった制服を譲渡する「制服リユース」活動を行うなど、時に支え、時に支えられる「お互いさま」の関係づくりに向けた取組みを進めます。

②人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進

事業名	実施主体	●方針／■方法
共生型サロン事業	地区社協・小域福祉ネットワーク【連携】	● 年齢や高齢者・障がい者・子育て等の分野に関係なく全ての地域住民を対象にふれあいを通じた仲間づくりや活躍の場を提供し、共に支え合う福祉意識の醸成を図ります。 ■ 既存のサロン活動から試行的に共生の視点を取り入れ、成功事例を基に実施会場の拡充に努めます。

子どもの居場所づくり活動 (地域・子ども食堂、学習支援活動)	地区社協・小域福祉ネットワーク【連携】	● 地域全体で子どもたちの健やかな育ちを支援するため、子どもたちが定期的集える場を提供し、子育て支援組織や福祉関係者などと連携し、食事や学習支援などを通じたあらゆる世代との繋がりに努めます。 ■ 地域ニーズに応じ、地域の子育て支援関係者・団体へアプローチし、理解促進を図りながら居場所の立ち上げや活性化支援を行います。
子育てサロン事業	地区社協地域づくり部	● 子育て家庭の孤立防止に向け、ふれあい・仲間づくりを促進します。 ■ 地域関係団体と協働した子育て家庭を対象とする居場所活動の充実、担い手の確保に向けた検討など、活動の推進に努めます。
地域福祉支援事業 (交流型)	地区社協地域づくり部	● 「歳末たすけあい運動」の一環として、歳末の時期に実施する活動を通じ、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な地域福祉活動の発展強化につなげます。 ■ 地域住民を対象としたイベント開催を通じて、地域福祉活動への理解促進を図るとともに、地域生活課題を把握します。

2. 小地域福祉活動の推進

事業名	実施主体	●方針／■方法
小域福祉ネットワーク活動・運営支援（連絡会議、活動・財政支援等）	地区社協	● 住民に身近な地域での小地域福祉活動の状況や方向性等を共有し、目指す取組みの実現に向けた連携・協働体制を強化します。 ■ 定期的な地区連絡会議の開催や、安定的・持続的な組織運営や活動の活性化に向けた支援を行います。

基本目標2 地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり【共創】

1. 地域で孤立させない取組の強化

① 寄り添い支えていく体制の強化

事業名	実施主体	●方針／■方法
いちほら地域連携型相談支援事業の推進（拡充）	地区社協生活支援部	● 市社協と地区社協の連携・協働のもと、身近な地域で地域住民が抱える生活課題を把握し、その解決を図るための相談支援活動を展開します。 ■ 地域関係団体が普段取り組んでいる活動と連携

		し、住民が抱える困りごとを早期に把握し、ケース会議などを通じ適切な支援につなぎ、その後ゆるやかに見守る地域全体の体制構築と推進に努めます。
安心生活見守り支援事業	小域福祉ネットワーク	●一人暮らし高齢者等の「社会的孤立」を防ぐため、定期的な見守り・声かけ活動を推進します。 ■地域の関係団体と連携し見守りが必要な高齢者等に取り組みの周知(声かけ)を行うとともに、活動を通じ把握した生活課題に対応するため、訪問員研修の充実や相談支援事業との連携体制を強化します。

②生活を支えるための体制強化

事業名	実施主体	●方針／■方法
高齢者地域支え合い事業 (第2層協議体活動)	地区社協生活支援部	●「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者の自立した日常生活を地域全体で支えるための仕組みづくりを推進します。 ■生活支援コーディネーターとの連携により、生活課題やニーズの把握、生活支援サービスへのマッチングや創出の検討を行います。 ■生活支援コーディネーターを中心に資源マッチングやマッチング会議(ケース会議)を通じた支援方策の検討、生活支援サービスの創出に努めます。
日常生活支援事業 「たすけあい三和」 (在宅福祉サービス)	地区社協たすけあい支援部	●公的なサービスでは補えない高齢者や障がい者等が抱える生活上のちょっとした困りごとの解決に取り組めます。 ■住民互助による有償の生活支援サービスを行うとともに、現行の支援活動の検証や地域生活課題の把握に伴う新たな支援活動を創出します。 ■安定的・持続的な活動に向けた人材の確保(支援会員、運営スタッフ)に努めます。
日常生活支援事業 買い物ツアー	地区社協生活支援部・小域福祉ネットワーク【連携】	●外出手段がなく買い物困難な一人暮らし高齢者等の不便さを軽減・解消します。 ■社会福祉法人の協力により、車両を活用し地域関係者が付添しながら定期的なツアーを実施します。また、付添支援する人材(買い物付きボランティア)の確保に取り組めます。
移動販売	地区社協生活支援部	●外出手段がなく買い物困難な一人暮らし高齢者等の不便さを軽減・解消します。 ■小域福祉ネットワークと連携し、地域住民のニーズをもとに、企業と連携した定期的な買い物支援

		に努めます。
新たな交通手段の仕組みづくり事業（新規）	地区社協生活支援部・小域福祉ネットワーク【連携】	●交通手段がなく、また、公共交通機関の脆弱さにより移動が困難な住民の問題解決に向けた仕組みづくりを推進します。 ■現在実施している「買物ツアー」の拡充、「デマンド型乗り合いタクシー」を基にした交通手段を創出します。
地域福祉支援事業（個別支援型）	小域福祉ネットワーク	●「歳末たすけあい運動」の一環として、歳末の時期に実施する活動を通じ、住民の生活課題やニーズを把握し、その後の継続的な地域福祉活動の発展強化につなげます。 ■地域生活課題を抱える一人暮らし高齢者等を対象に、他団体と連携・協働し日常生活を支える視点に立った個別（訪問）支援活動を行います。

2. 地域福祉力の向上

①地域の実情に応じた地域福祉活動の推進

事業名	実施主体	●方針／■方法
地区行動計画推進委員会の開催（拡充）	地区社協	●地区行動計画の定期的な進捗管理と取組の着実な前進に向けた具現化方策を検討します。 ■地区行動計画推進委員会を定期的に開催し、第7次地域福祉活動計画と第3次行動計画をPDCAサイクルに基づき一体的に評価・検証を行います。

②多様な主体との連携体制の強化

事業名	実施主体	●方針／■方法
社会福祉法人との連携づくり事業	地区社協	●社会福祉法人・福祉施設による「地域における公益的な取組」と住民主体による「地域福祉活動」の結びつきを促進します。 ■買い物ツアーでの協働や第2層協議体への参画を通じ、社会福祉法人との連携を強化します。また、新たな協働活動を提案するなど地域に寄り添った取り組みの展開を図ります。 ■高齢者施設法人に加え障がい者施設法人にも段階的にアプローチし、行動計画推進委員会や第2層協議体への参画につなげ、生活課題の共有や課題解決に向け、専門性を活かした協働活動の検討に努めます。

企業との連携づくり事業（新規）	地区社協	●企業との連携づくりに向けた、市社協と連携・協働した企業との顔が見える関係づくりを推進します。 ■社会貢献活動と地域福祉活動をマッチングし企業との連携づくりを推進します。
-----------------	------	--

基本目標3 地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり【共生】

1. 地域で活動する人材の育成

事業名	実施主体	●方針／■方法
福祉教育の推進	市社協・地区社協【連携】	●福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。 ■市社協と連携し、子ども、若者、大人、シニアなどそれぞれの世代に応じた多様なアプローチを行い、福祉の心の醸成とともに、地域づくりの推進のための理解者、支援者の拡充を図ります。
人材育成事業	地区社協連携・基盤づくり部	●地域福祉活動を安定して継続するための新たな担い手の確保・育成・定着に取り組みます。 ■気軽に誰もが参加できる活動や機会の提供や、地区の抱える生活課題に関心を持ってもらうための講座・研修会を開催します。

2. 災害対応力の向上

事業名	実施主体	●方針／■方法
災害支援ボランティア事業	地区社協安心・安全部	●市社協が作成した BCP(事業継続計画)における地区社協に求められる役割を具現化します。 ■災害ボランティアの確保に向けた住民向けの勉強会等の開催や市社協主催の講座や訓練に参加し意識啓発やスキル習得に努めます。 ■甚大な被害が発生した際に設置される市社協の災害ボランティアセンターやサテライト災害ボランティアセンター、福祉避難所への協力体制の構築を図ります。

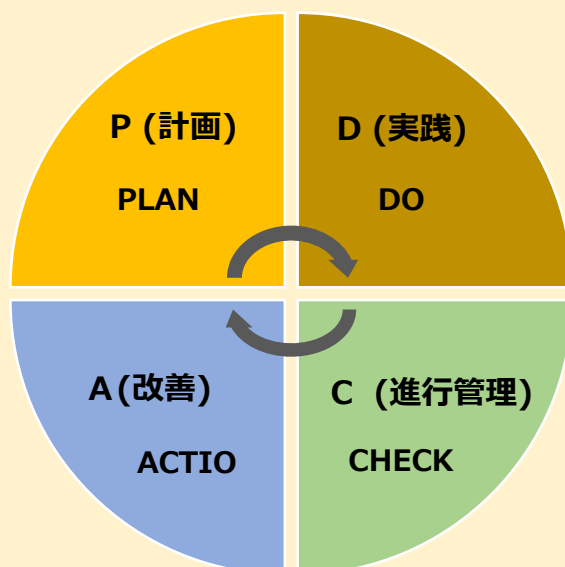
3. 地域の安心・安全を守る活動の推進

事業名	実施主体	●方針／■方法
地区防災計画策定・推進事業（新規）	地区社協安心安全部・小域福祉ネットワーク【連携】	●地域住民の安全を確保するため、災害時に備えるための計画づくりを推進します。 ■各小域福祉ネットワークによる「地区防災計画」の策定に関する支援を行います。

緊急時連絡カードの配布・更新事業	小域福祉ネットワーク	●災害時や突然の救急・救命時に救急隊員等が必要な情報を迅速に把握し、適切な対応ができるようにします。 ■小域福祉ネットワークが町会と連携し定期的な緊急時連絡カードの配布・更新を推進します。
児童の登下校時の児童の見守り・あいさつ運動	小域福祉ネットワーク	●児童の登下校時における安全を守るとともに、あいさつを励行し、地域全体で子どもたちの安全を守る環境づくりを推進します。 ■通学路に協力者を配置し安全確保を図り交通事故等から児童を守ります。 ■地域福祉活動への気軽な参加のきっかけづくりとなるよう、地域の関係団体等と連携し協力者の確保に努めます。

(5) 計画の進行管理

- 第3次行動計画を着実に推進するため、計画全体の進捗管理を「三和地区行動計画推進委員会」が行います。
- 推進委員会では、第7次市原市地域福祉活動計画との連動性を高めるために、中間年度（3年目）と最終年度（5年目）に一体的な評価・検証を行います。
- PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。
 - ①PLAN（プラン）計画、②DO（ドゥ）実践、③CHECK（チェック）進行管理、④ACTION（アクション）改善



三和地区行動計画推進委員会委員（策定委員）名簿

No.	役 職	氏名	所属団体
1	委員長	進藤 誠	三和地区社会福祉協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
2	委 員	小谷 正弘	三和地区社会福祉協議会 三和地区町会長会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
3	〃	川上 保	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
4	〃	尾関 麻生	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
5	〃	岡 奈美	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク
6	〃	高石 嘉興	三和地区社会福祉協議会
7	〃	川鳶 要一	三和地区社会福祉協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク
8	〃	白井 秀幸	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 光風台小学校区小域福祉ネットワーク
9	〃	小出 満寿男	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 市西小学校区小域福祉ネットワーク
10	〃	本吉 孝夫	三和地区社会福祉協議会 養老小学校区小域福祉ネットワーク
11	〃	松下 正明	三和地区社会福祉協議会 三和地区民生委員児童委員協議会 市西小学校区小域福祉ネットワーク
12	〃	須田 美治	海上小学校区小域福祉ネットワーク

